北海道大学創成研究機構研究部プロジェクト研究部門オープンラボラトリー利用細則

平成21年４月24日制定

（趣旨）

第１条 この細則は，北海道大学創成研究機構研究部プロジェクト研究部門オープンラボラトリー利用内規（以下「内規」という。）第15条第２項に基づき，北海道大学創成研究機構研究部プロジェクト研究部門オープンラボラトリー（以下「オープンラボ」という。）の利用に関する取り扱いの細則を定めるものとする。

（経費の負担）

第２条 経費の負担額及び納付方法は，次のとおりとする。

1. 負担額 次の表に示す研究スペースに応じたオープンラボ維持負担金及び光熱水料等の実費相当額

◎オープンラボ維持負担金

表１ 内規第３条第１号※１に掲げる目的に利用する場合

|  |  |
| --- | --- |
| 種 別 | 負 担 額 |
| 創成科学研究棟 | 月間 2,300 円／１㎡  （年間 27,600 円／１㎡） |
| 北キャンパス総合研究棟２号館 | 月間 2,200 円／１㎡  （年間 26,400 円／１㎡） |
| 北キャンパス総合研究棟３号館 | 月間 2,200 円／１㎡  （年間 26,400 円／１㎡） |
| 北キャンパス総合研究棟６号館 | 月間 3,500 円／１㎡  （年間 42,000 円／１㎡） |
| 北キャンパス総合研究棟７号館 | 月間 2,300 円／１㎡  （年間 27,600 円／１㎡） |
| 北キャンパス総合研究棟８号館 | 月間 3,900 円／１㎡  （年間 46,800 円／１㎡） |

※１ 本学の研究戦略に基づく重点的な研究、部局横断的な研究、産業界との研究協力に繋がる研究

表２内規第３条第２号※２に掲げる目的に利用する場合

|  |  |
| --- | --- |
| 種 別 | 負 担 額 |
| 創成科学研究棟，  北キャンパス総合研究棟２号館， 北キャンパス総合研究棟３号館 | 月間 3,000 円／１㎡  （年間 36,000 円／１㎡） |
| 北キャンパス総合研究棟６号館 | 月間 3,500 円／１㎡  （年間 42,000 円／１㎡） |
| 北キャンパス総合研究棟７号館 | 月間 3,000 円／１㎡  （年間 36,000 円／１㎡） |
| 北キャンパス総合研究棟８号館 | 月間 3,900 円／１㎡  （年間 46,800 円／１㎡） |

※２ 本学の研究戦略に基づき、産学の連携を推進する、製品化・事業化を目指す応用、開発、実用化研究等

◎光熱水料等※３

|  |  |
| --- | --- |
| 電気料 | 実費負担 |
| 上水料 |
| 下水料 |
| 冷暖房料 |
| 電話料 |

※３ 光熱水料等の単価等は本学の取扱いに従う。また，電話料については，実費の通話料を負担する。（基本料は機構が負担する。）

1. 納付方法 利用代表者が所属する研究室の研究費等の経費振替による

２ 機構長が特別に認める場合は，前項第１号で定めるオープンラボ維持負担金を減免することができるものとする。

（雑則）

第３条 この細則に定めるもののほか，オープンラボの利用に関し必要な事項は，機構長が別に定める。

附 則

１ この細則は，平成21年４月24日から実施し，平成21年４月１日から適用する。

２ 北海道大学創成科学共同研究機構プロジェクト研究部門創成科学研究棟オープンラボラトリー利用細則（平成 20 年 12 月３日制定），北海道大学創成科学共同研究機構プロジェクト研究部門北キャンパス総合研究棟３号館オープンラボラトリー利用細則（平成 20 年 12 月３日制定）は，廃止する。

３ 削除

附 則

この細則は，平成21年６月１日から実施する。附 則

１ この細則は，平成22年４月１日から実施する。

２ 平成22年３月31日現在入居している者であって，かつ，この細則の実施日以降引き続き入居する利用代表者が納付するオープンラボ維持負担金は，改正後の第２条第１項第１号の表の規定にかかわらず，平成23年３月31日までの間，年間10,000円/１㎡とする。

附 則

この附則は，平成23年８月10日から実施し，平成23年４月１日から適用する。附 則

１ この細則は，平成27年４月１日から実施する。

２ 平成27年３月31日現在入居している者であって，かつ，この細則の実施日以降引き続き入居する利用代表者が納付する平成27年度及び平成28年度におけるオープンラボ維持負担金は，改正後の第２条第１項第１号の表の規定にかかわらず，次の表のとおりとする。

表１ 内規第３条第１号に掲げる目的に利用する場合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年度 | 種 別 | 負 担 額 |
| 平成  27年度 | 創成科学研究棟 | 月間 1,770 円／１㎡  （年間 21,240 円／１㎡） |
| 北キャンパス総合研究棟２号館 | 月間 1,740 円／１㎡  （年間 20,880 円／１㎡） |
| 北キャンパス総合研究棟３号館 | 月間 1,740 円／１㎡  （年間 20,880 円／１㎡） |
| 北キャンパス総合研究棟６号館 | 月間 2,140 円／１㎡  （年間 25,680 円／１㎡） |
| 平成  28年度 | 創成科学研究棟 | 月間 2,040 円／１㎡  （年間 24,480 円／１㎡） |
| 北キャンパス総合研究棟２号館 | 月間 1,970 円／１㎡  （年間 23,640 円／１㎡） |
| 北キャンパス総合研究棟３号館 | 月間 1,970 円／１㎡  （年間 23,640 円／１㎡） |
| 北キャンパス総合研究棟６号館 | 月間 2,770 円／１㎡  （年間 33,240 円／１㎡） |

表２ 内規第３条第２号に掲げる目的に利用する場合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年度 | 種別 | 負担額 |
| 平成  27年度 | 創成科学研究棟，  北キャンパス総合研究棟２号館， 北キャンパス総合研究棟３号館 | 月間 2,000 円／１㎡  （年間 24,000 円／１㎡） |
| 北キャンパス総合研究棟６号館 | 月間 2,140 円／１㎡  （年間 25,680 円／１㎡） |
| 平成  28年  度 | 創成科学研究棟，  北キャンパス総合研究棟２号館，  北キャンパス総合研究棟３号館 | 月間 2,500 円／１㎡  （年間 30,000 円／１㎡） |
| 北キャンパス総合研究棟６号館 | 月間 2,770 円／１㎡  （年間 33,240 円／１㎡） |

附 則

この細則は，令和元年10月１日から実施する。

附 則

この細則は，令和４年８月１日から実施する。

附 則

この細則は，令和５年４月１日から実施する。